

令和 8 年度
公民連携実証プロジェクト推進事業
募集要領

【問合せ先】

堺市 政策局 政策企画部 共創連携課
(さかい・コネクテッド・デスク)

TEL 072-228-0289

FAX 072-222-9694

E-mail kyoso@city.sakai.lg.jp

目次

I 事業内容	P1
1. 事業の趣旨	
2. 公民連携実証プロジェクト推進事業の内容	
3. 実証期間	
4. 募集テーマ	
5. 実証費用について	
II 応募条件・応募資格	P4
1. 応募にかかる条件など	
2. 応募資格	
III 応募から実証事業実施までの流れ	P6
1. 全体のスケジュール	
2. 事前相談	
3. 応募申請	
4. 庁内委員会（事業者選定）	
5. 選定後の流れ	
IV 事業の選定にかかる審査基準・選定方法	P9
1. 審査基準	
2. 選定方法	
V 応募方法	P10
1. 事前相談の申請	
2. 応募申請書類	
VI 実績報告及び負担金の支払について	P13
1. 実証事業実施後の提出物	
2. 負担金の支払について	
VII 実証事業実施後の進捗報告について	P14
VIII その他	P14
質問票	P15

これまで実施した公民連携実証プロジェクト推進事業 **P16**

これまでの公民連携の事例 **P18**

行政課題シート **別冊 1**

様式集 **別冊 2**

I 事業内容

1. 事業の趣旨

本市では、地域の活性化や市民サービスの向上、社会課題の解決をめざして、公民連携の取組を積極的に推進しています。令和2年7月には、公民連携のワンストップ窓口として「さかい・コネクテッド・デスク（以下、「さかいCD」という。）」を開設し、民間事業者と庁内所管部局をつなぐ「コネクト機能」及び提案の事業化を支援する「コーディネート機能」を發揮してきました。

近年、社会情勢の変化により行政が直面する課題やニーズは多様化・複雑化しています。これらの行政課題を効果的に解決するためには、公と民がそれぞれの強みやアイデアを持ち寄り、協働しながら新たな価値を創出することが求められています。特に、行政だけでは解決が難しい複層的な課題については、公民双方が責任とリスクを適切に分担しながら取り組む必要があります。

このような背景のもと、本市では民間事業者から広く提案を募集し、公民が協働して実証事業を実施します。実証から得られた成果を本市の施策へ反映させることで、更なる公民連携の推進を図り、地域の活性化と市民サービスの向上につなげることを目的に、「公民連携実証プロジェクト推進事業」を実施します。

2. 公民連携実証プロジェクト推進事業の内容

公民連携実証プロジェクト推進事業は、選定された民間事業者と本市が協定を締結し、本市が令和8年度中に発生する経費の一部（上限額：1事業当たり200万円）を負担して実施します。

3. 実証期間

実証期間は民間事業者からの提案内容に基づき設定します。ただし、本市の負担金の対象となる経費は令和8年度中に発生したものに限り、なお、実証期間終了後も、事業規模を問わず、かつ本市の費用負担を前提とすることなく、行政課題の解決に向けて本市と継続的に連携可能な取組を実施することを応募条件とします。

4.募集テーマ

令和 8 年度は以下の行政課題への提案を募集します。各行政課題の詳細等については別冊「行政課題シート」をご参照ください。

番号	行政課題	実証プロジェクトの内容等
1	生活習慣改善による健康寿命の延伸	<p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の循環器疾患の死亡率は全国及び大阪府に比較して増加率が高く、健康寿命延伸に向けて同疾患対策を推進する必要がある。青年期（16～22 歳）や成人期（20～39 歳）といった早い段階から減塩等の食生活習慣を形成することにより、将来の循環器疾患予防ひいては健康寿命の延伸につながる事が期待できる。 <p><求める提案内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 減塩を含む食生活の改善を中心とした、生活習慣の見直しを促す情報発信の手法や、SNS・AI 等を活用した若者の行動変容につながる取組 行政データ等を活用した、循環器疾患に関わる生活習慣リスクの把握・可視化
2	南区ブランド戦略の推進	<p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の中でも高齢者の増加と現役世代の減少が顕著な南区においてスマートシティ等の取組により地域活力の維持・向上を図っている。同区の実証は同様の課題を抱える全区への波及が期待できる。 <p><求める提案内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 区の魅力を核とした南区ブランド戦略の推進に向けたモデル構築（シビックプライド向上、関係人口の創出・強化、区イメージの明確化、「堺スマートシティ戦略」に基づく ICT を活用した取組等の戦略的な情報発信等） 区内事業者や地域団体、民間事業者等との連携によるブランド価値を高める実証（情報発信の強化、イベント・キャンペーン、分析・調査・検証等）
3	茶の湯文化の推進	<p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> 堺出身の千利休が大成した茶の湯は、「一期一会」や「和敬清寂」に代表される現代の日本人の精神性のもとより、「わび・さび」等の価値観にも影響を与えている。現在の堺においても、当時町衆まで茶を嗜んでいたように茶の湯文化の幅広い層への定着を実現する。 <p><求める提案内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 市内の茶の湯関連事業者（茶商、和菓子店等）をはじめ、民間との連携によるブランディングの促進（情報発信、調査・分析及びそれらに資するツールの開発等） 市内外への「茶の湯が息づく堺」の定着につながるコンテンツ造成（商品開発や体験者向けサービス、イベント等）
4	子ども・若者の権利の理解と意見聴取による施策反映の促進	<p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域社会において、「こどもまんなか」や「こどもの権利」への理解が広がり、子どもを権利の主体として認識し、社会をつくるパートナーとしてその意見を聴き施策に反映させることが重要。子どもや保護者に限らず、子どもを持たない世代や高齢者、働く世代等の幅広い世代に周知・啓発を図り浸透させる。 <p><求める提案内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 「こどもまんなか社会」実現のために、日常生活の中で「こどもまんなか」「こどもの権利」の考え方が市民等に自然に浸透するよう、繰り返し触れられる啓発手法を実証し、認知・理解・行動変容への効果を検証する。

5	AIを活用した火災調査業務の効率化	<p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気機器等の電気関係を原因とする火災等の専門的かつ高度な知識を要する事案の増加に伴い、書類作成業務の負担が大きくなっている。AIの活用により火災調査業務を効率化することで、職員の作業負担を軽減し、消防力の強化に寄与する。 <p><求める提案内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災現場写真の解析による焼損状況・延焼方向の把握及び火災調査書類の自動生成 ・火災事例データベースを用いた類似事例検索による出火原因推定の補助
6	堺旧港の魅力創出	<p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海と発展してきた堺のベイエリアにおいて、活性化及び賑わいの創出をめざし新たな施設の開業に向けた取組を進めている。堺旧港への来訪促進に向けて、滞在空間の魅力向上や駅からのアクセス性の改善を図ることで、市内外から多くの来街者等が訪れ交流する都市魅力にあふれた堺都心部の実現に寄与する。 <p><求める提案内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・堺旧港での滞在環境向上に資する取組（ライティング事業等） ・南海本線「堺」駅から堺旧港へのアクセス改善に資する取組（サイン、高架下の歩行空間改善等）

※「求める提案内容」は一例であり、募集する行政課題の解決に向けた幅広い提案を募集するものです。

5.実証費用について

1 事業当たりの本市の負担上限を200万円として、実証事業実施に要する費用の一部を負担します（上限額には消費税及び地方消費税を含む）。ただし、本市の負担金の対象となるのは令和8年度中に発生した経費のみです。また、実証期間中の費用は民間事業者と本市が役割に応じて負担するものであり、実証事業実施に要する費用の全額を本市が負担するものではありません。

負担金の支払いにあたっては、実証事業の期間や役割分担などを定める「事業実施に関する協定書（以下、「協定書」という。）」と、経費の負担割合などを定める「負担金の支払いに関する覚書（以下、「覚書」という。）」を締結します。

【費用負担の例】

（単位：円）

年度	項目	総経費	負担額	
			堺市	民間事業者
令和8年度	●●設置経費	500,000	0	500,000
	●●実施経費	2,000,000	2,000,000	0
	●●効果検証経費	300,000	0	300,000
合計		2,800,000	2,000,000	<u>800,000</u>

※ 必ずしも負担割合が1:1になる必要はありません。

II 応募条件・応募資格

1. 応募にかかる条件など

- (1) 実証事業の実施に至った場合、確実に担当業務を完了すること。
- (2) 応募申請書類の提出時点で、以下の条件を満たすこと。
 - ア 提案内容に必要な免許又は資格を有していること。
 - イ 本募集要領に記載された事項を遵守すること。
 - ウ 提案内容が、関係法令及び本市が定める条例、規則その他の規程に従い実施できること。
- (3) 提案内容の公表時期や範囲等に関して、本市と協議のうえ必要な協力・調整ができること。
- (4) 対話に参加し、提案内容の説明や質疑応答に対応できること。
- (5) 実証事業の実施にあたり、本市と協議のうえ必要な協力・調整ができること。
- (6) 個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、堺市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第29号）及びその他関係法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に扱うこと。
- (7) 実証期間終了後、事業規模を問わず、かつ本市の費用負担を前提とすることなく、行政課題の解決に向けて本市と継続的に連携可能な取組を実施すること。また行政課題の解決に対して、継続的に本市と議論し、協力する意思を持っていること。

2. 応募資格

応募においては（複数で応募する場合、その構成員を含む）は、次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 応募日時点において、法人であること。
- (2) 実証事業の実施に至った場合、安定的に実証事業を遂行できる経済基盤を有していること。
- (3) 経営者（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）が、次のいずれにも該当していること。
 - ア 実証事業を実施するにあたって、不正又は不誠実な行為をする恐れがある者でないこと。
 - イ 堺市暴力団排除条例（平成 24 年堺市条例第 35 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと。
 - ウ 社会的な非難を受け、又はそのおそれがあると認められる者でないこと。
- (4) 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成 11 年制定）による入札参加停止又は入札参加回避を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下、「旧法」という。）第 30 条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第 199 条に規定する更生計画認可の決定（旧法第 233 条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 174 条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。また、堺市が課税する市税を滞納していないこと。その他本募集要領に定める要件を満たしていること。
- (7) その他本募集要領に定める要件を満たしていること。

Ⅲ 応募から実証事業実施までの流れ

1.全体のスケジュール

令和 8 年 5 月 15 日（金）	事前相談書の受付開始
（随時）	民間事業者と行政課題所管部局での対話を実施
令和 8 年 7 月 6 日（月）	事前相談書の締切
	応募申請書類の受付開始
令和 8 年 7 月 14 日（火）	応募申請書類の締切
令和 8 年 7 月 31 日（金）【予定】	庁内委員会の開催 ※民間事業者はプレゼンテーション審査への出席が必要です。詳細は P7「4.庁内委員会（事業者選定）」参照
令和 8 年 8 月上旬	選定結果通知
令和 8 年 9 月上旬	協定書及び覚書の締結
令和 8 年 10 月上旬	実証事業開始
令和 9 年 3 月中旬	負担金対象年度における実証事業の完了
令和 9 年 3 月下旬	実績報告書等の必要書類の提出
令和 9 年 5 月	負担金の支払い

2.事前相談

公民連携実証プロジェクト推進事業では、民間事業者からの提案をより適切な形で実証につなげるため、応募申請に先立ち、民間事業者と行政課題を所管する部局との対話の機会を設けています。対話の結果、実現性等の観点から応募申請が困難である場合は、応募を行わないことも可能です。

(1) 対話の目的

対話においては、課題の捉え方、事業の進め方、役割分担、必要な調整事項等について具体的に意見交換を行い、提案内容をより実現しやすく、効果が見込める内容へと整理します。

(2) 日程調整について

実証事業への応募を検討される民間事業者は、まず「事前相談書（様式第 1 号）」をご提出ください。事前相談書の提出後、本市から電話またはメールでご連絡し、対話の機会を個別に設定します。

(3) 対話の回数について

対話の回数は案件に応じて異なります。提案内容の性質や検討事項に応じて複数回行う場合もあり、回数を一律に定めていません。書類確認などの簡易な質問は、質問票・メール・電話でも受け付けます。

(4) 実施期間・時間

実施期間：令和 8 年 5 月 15 日（金）～7 月 6 日（月）

実施時間：9:00～17:30（12:00～12:45 を除く）

休日：土日祝は実施しません

3.応募申請

前項「事前相談」における本市との対話を通じてブラッシュアップした提案等を含む応募申請書類を、令和8年7月14日（火）までにご提出ください。詳しくはP10「2.応募申請書類」をご覧ください。

4.庁内委員会（事業者選定）

「公民連携実証プロジェクト推進事業選定庁内委員会（以下、「庁内委員会」という。）」において応募申請書類を審査し、予算の範囲内で民間事業者を選定します。審査方法は、応募申請書類及び民間事業者によるプレゼンテーションにより審査します。プレゼンテーションは、対面またはオンラインとします。出席できない場合は審査対象から除外されますので、あらかじめご了承ください。なお、選定結果は、令和8年8月上旬頃にすべての民間事業者に通知する予定です。通知の時期は変更となる場合がありますので、ご了承ください。審査基準等はP9「1.審査基準」をご覧ください。

【実施予定】

実施予定日：令和8年7月31日（金）（予定）

実施方法：対面又はオンライン（ご意向を伺い調整します。）

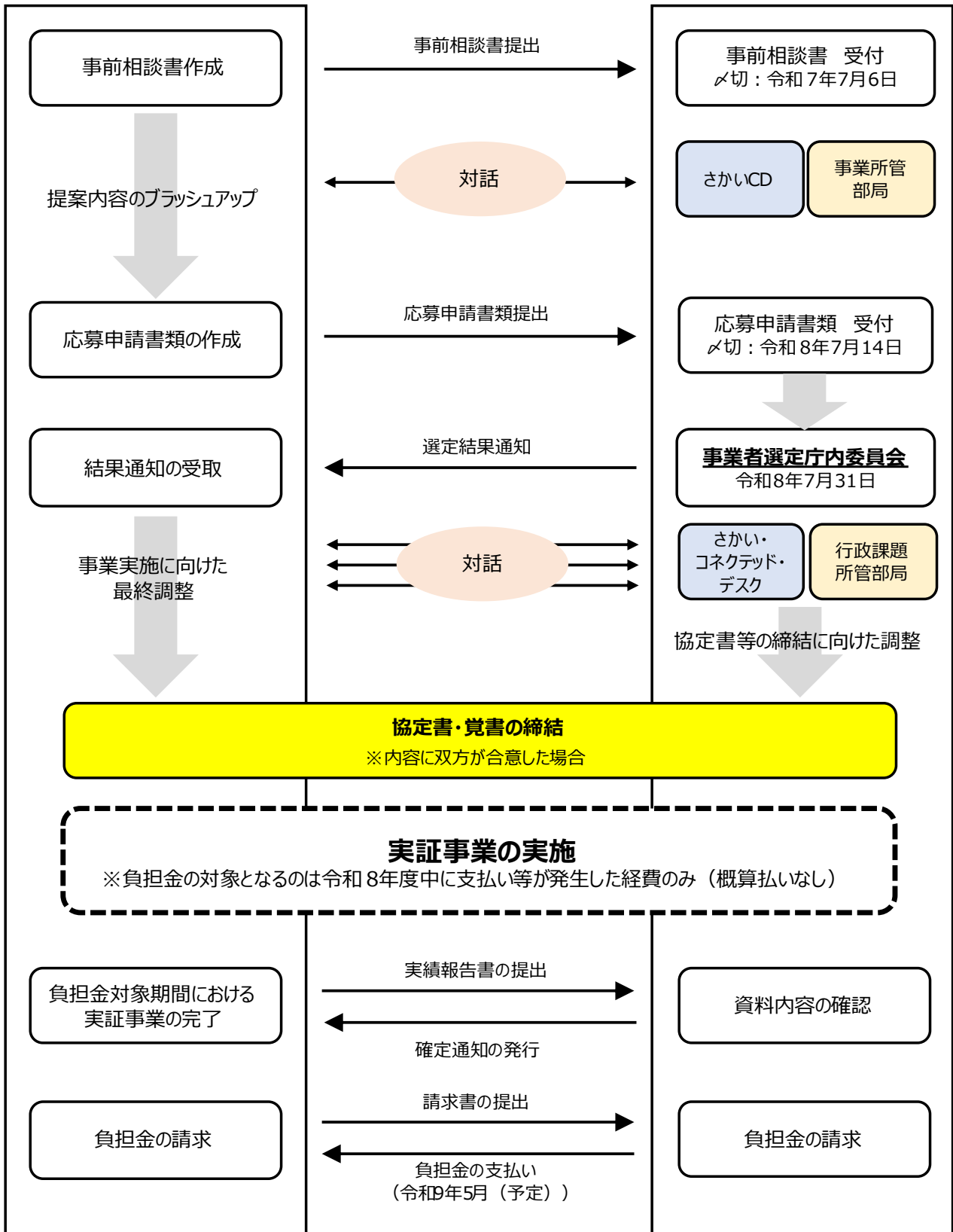
※ 時間や場所、実施方法等の詳細は、応募申請書類締め切り後にお伝えします。対面の場合は、プレゼンテーション開催場所は堺市役所本庁舎を予定しています。

5. 選定後の流れ

- (1) 提案内容に基づき実施スケジュール、役割分担や負担金の対象となる経費など、実証事業実施にあたっての詳細を本市と協議します。
- (2) (1)の結果、合意した場合、本市との間で協定書及び覚書を締結します。締結後、速やかに実証事業に着手してください。
- (3) 令和8年度の実証事業実施後、公民連携実証プロジェクト推進事業実績報告書に係る必要書類（P13「1.実証事業実施後の提出物」参照。以下、「実績報告書等」という。）を、令和9年3月31日（水）までに提出してください。
- (4) 本市において提出書類を確認後、確定通知書を発行しますので、受領した確定通知書に基づき請求書を提出してください。請求書を確認し、本市より口座振込で負担金の支払いを行います。

【民間事業者】

【堺市】



継続的な連携・協力体制の構築

IV 事業の選定にかかる審査基準・選定方法

1. 審査基準

以下の評価項目により評価し、優先的に本市と協議をする民間事業者を選定します。

取組番号	評価項目	評価の視点	評価点
1	行政課題や施策の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・背景や事業目的などを十分に理解した提案内容か。 ・対話により、事業所管部局と課題認識や実証事業の方向性を調整した提案内容であるか。 	20
2	課題解決への効果性	<ul style="list-style-type: none"> ・ターゲット設定が適切か。 ・課題解決への効果が見込まれる内容か。 	40
3	先進性・独自性	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性、独自性のある提案内容か。 ・事業展開のモデルケースとなりうる内容か。 	30
4	本市施策との重層性	<ul style="list-style-type: none"> ・本市が実施している取組や施策と連携して実施することができるか。 ・既存の取組等が更に効果的な事業として発展することができるか。 	40
5	他市等への展開性	<ul style="list-style-type: none"> ・行政施策あるいは民間サービスとして実装することができるビジョンがあるか。 ・複数の部局や、他の民間事業者との連携により事業展開をすることができる可能性があるか。 ・行政課題の解決に向けた連携が継続していけるか。 	30
6	実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施体制が整っているか。 ・スケジュール設定が実現可能なものであるか。 ・安定した経営状況を有しているか。 	20
7	事業費の適正性	<ul style="list-style-type: none"> ・実証事業に要する経費の金額が適正か。 ・費用の負担割合が適正か。 	20
合計			200

※ 評価点合計が同じ民間事業者が複数ある場合は、「本市施策との重層性」の項目において高得点の民間事業者から順から選定します

2. 選定方法

全行政課題に対する全ての提案を、本市予算 800 万円の範囲内で評価点合計の上位から選定します。本市の負担金額の上限を 1 事業当たり 200 万円とし、1 つの行政課題につき 1 事業の選定を上限とします。

なお、選定した各民間事業者における実証事業の本市負担金額の合計が 800 万円（本市予算）を下回った場合、次点となる民間事業者から順に残りの予算の範囲内での事業実施について協議し、整った場合は選定するものとします。

ただし、全委員の得点の平均が 120 点未満である場合は失格とします。

【具体例：行政課題が計 5 件、9 社より提案があった場合】

委員平均点が上位の民間事業者より順に、行政課題の重複を除き、かつ、各提案における本市負担金額の合計が予算 800 万円以内となるよう選定します。以下のパターンの場合、行政課題の重複を除くと、A 社、C 社、D 社、F 社、G 社の提案が選定候補となります。しかし、選定候補各社（A 社、C 社、D 社、F 社、G 社）の本市負担金額合計が 820 万円となり、本市予算額 800 万円を超過するため、G 社が希望する場合、G 社の本市負担金額を本市予算額 800 万円が超過しない範囲で本市と協議し、選定します。

順位	委員平均点	企業	行政課題	堺市負担金	結果
1位	190点	(株)A社	行政課題1	200万	選定
2位	180点	(株)B社	行政課題1	200万	落選（行政課題1はB社が選定されたため）
3位	170点	(株)C社	行政課題2	200万	選定
4位	160点	(株)D社	行政課題3	180万	選定
5位	150点	(株)E社	行政課題3	200万	落選（行政課題3はD社が選定されたため）
6位	140点	(株)F社	行政課題4	120万	選定
8位	120点	(株)G社	行政課題5	120万	（100万円の負担金でご了承いただいた場合）選定
9位	110点	(株)H社	行政課題5	200万	評価点不足につき失格

V 応募方法

1. 事前相談の申請

実証事業への応募を検討される民間事業者は、まず「事前相談書（様式第 1 号）」をご提出ください。事前相談書の提出後、本市から電話またはメールでご連絡し、対話の機会を個別に設定します。事前相談の詳細は P6「2. 事前相談」をご確認ください。

提出書類	提出期限
事前相談書 （様式第 1 号）	令和 8 年 7 月 6 日（月） ※「応募申請」にあたっては、令和 8 年 7 月 14 日（火）までに書類の提出が必要です。当事業への参加をご検討されている場合、お早目に事前相談書をご提出ください、 ※「提案概要がわかる資料」は簡易な資料で構いません。
提案概要がわかる資料 （任意様式）	

2. 応募申請書類

前項「事前相談」において、本市との対話を通じてブラッシュアップした提案等を含む応募申請書類をご提出ください。なお、応募申請書類の受付期間は非常に短いことから、できる限りお早めをお願いいたします。

(1) 提出期限

令和 8 年 7 月 14 日（火）まで ※必着

(2) 提出方法

書類の提出はメールでの受付のみとします。なお、受信確認のためメール送付後は必ず受信確認のお電話をしていただくようお願いいたします。

提出先メールアドレス	kyoso@city.sakai.lg.jp
受信確認用電話番号	電話：072-228-0289 堺市 政策企画部 共創連携課 担当：竹中（たけなか） 田上（たのうえ） 阪上（さかうえ） ※受付時間：9時～17時30分（12時～12時45分を除く。）土、日曜日及び祝日を除く。

(3) 質問の受付

質問は電子メールにより、P15「質問票」をご送付ください。なお、公民連携実証プロジェクト推進事業についての所定の質問票以外での質問はお受けできませんのでご注意ください。質問に対しては、後日電子メール等により回答する予定です。

(4) 提出書類

以下の資料を期日までにご提出ください。

書類順	提出書類	提出期限
1	公民連携実証プロジェクト推進事業 応募申請書（様式第2号）	令和8年 7月14日（火）
2	企画書（任意様式） ※下記の注意点を参照し、記載が必要な項目の漏れがないよう注意すること。	
3	審査基準の各評価項目に対応する取組一覧（様式第3号）	
4	予算書（様式第4号-1及び4号-2）	
5	役員情報届出書(規則様式第1号の2)	
6	民間事業者の登記事項証明書（3か月以内のもの）	
7	民間事業者の過去3年間の決算書の写し * 設立後3年を経過していない場合は、該当年度のみで可	
8	民間事業者の会社案内又はそれに類するもの	
9	民間事業者の納付期限が到来している直近の事業年度に係る納税証明書 * 国税の納税証明書（その3の3） * 写し可	
10	（複数の民間事業者で応募する場合のみ、①のほか②から④を構成員ごとに並べてご提出ください） ①グループ構成員表（様式第5号） ②構成員の役員情報届出書(規則様式第1号の2) ③構成員の会社案内又はそれに類するもの ④構成員の登記事項証明書（3か月以内のもの） ⑤構成員の経過年数に応じた過去3年間の決算書の写し	

【注意点】

○企画書

ア 企画書の様式は自由です。

イ 企画書には必ず以下の内容を含むものとしてください。

- ・提案内容の概要及び具体的内容（提案内容の特徴も含む）
- ・実証事業の実施スケジュール
- ・実証事業実施後における課題改善効果
- ・事業費の詳細内訳
- ・民間事業者及び堺市の役割の分担
- ・民間事業者（事業実施に対する関係者を含む）の実施体制

○審査基準の各評価項目に対応する取組一覧

- ・市指定の様式を使用してください。
- ・P9「1.審査基準」に記載の「評価項目」ごとに、企画書から具体的な取組を抜粋の上、所定の様式の「取組内容」欄に記載してください。

○予算書（様式第4号-1及び4号-2）

- ・市指定の様式を使用してください。
- ・事業費の内訳や民間事業者と本市の負担区分等を記載してください。

○民間事業者の登記事項証明書

- ・3か月以内のものを提出してください。

○民間事業者の会社案内又はそれに類するもの

- ・様式等は自由です。

○民間事業者の過去3年間の決算書の写し

- ・設立後3年を経過していない場合は、該当年度のみで可

○民間事業者の納付期限が到来している直近の事業年度に係る納税証明書

- ・国税の納税証明書（その3の3）
- ・写し可

○【複数の民間事業者で応募する場合のみ】構成員ごとに以下の資料を提出してください。

- ・グループ構成員表（様式第5号）
- ・構成員の役員情報届出書（規則様式第1号の2）
- ・構成員の会社案内又はそれに類するもの
- ・構成員の登記事項証明書（3か月以内のもの）
- ・構成員の経過年数に応じた過去3年間の決算書の写し

VI 実績報告及び負担金の支払について

1. 実証事業実施後の提出物

以下の実績報告書等を令和 9 年 3 月 31 日までに提出してください。

添 付 書 類	① 実績報告書（様式第 6 号）
	② 事業実施概要報告書（様式第 7 号）
	③ 収支決算書（様式第 8 号）
	④ 公民連携実証プロジェクト推進事業に係わる経費の科目別内訳書（様式 9 号）
	⑤ 公民連携実証プロジェクト推進事業を実施したことを証明する書類 ※別途協定書等で定める成果物
	⑥ その他市長が必要と認める書類
	⑦ 実証事業実施に要した経費に係る支出の証明書類の写し

なお、提出書類の様式は以下の本市ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/scd/kouminproject2026.html>

2. 負担金の支払について

(1) 支払の確認

実績報告書等の提出にあたっては、**発注書、納品書、請求書、領収証等の支払いが確認できる書類等の提出が必要**となります。書類の整備や保管方法にご留意ください。

(2) 負担金の確定

- ア. 負担金対象年度における実証事業の完了を確認し、実績報告書等を基に負担金の支払額を確定します。
- イ. 負担金の支払額は、協定書及び覚書に記載された対象経費のうち、民間事業者が実際に支払った金額をもとに本市が確定通知書により通知した額となります。

(3) 負担金協定の取消・負担金の返還

次のいずれかに該当する場合は、負担金の額の確定後も、確定した負担金の全部または一部を取り消すことがあります。負担金の額の全部または一部が取り消された場合で市が負担金を既に支払っているときは、取り消された額を返還していただきます。

- ア. 虚偽の申請その他不正の手段により負担金の支払いを受けたとき。
- イ. 負担金を定められた目的以外に使用したとき。
- ウ. 協定書等で定める条件に違反したとき。
- エ. 法令又はこれに基づく処分に違反したとき。

(4) 実証事業実施経過の報告

- ア. 実証事業実施期間中は年度末に実証事業に係る事業報告書を提出してください。なお、実証期間が複数年度にまたがる場合は、毎年度実績報告書等を提出する必要があります。
- イ. 本市は、アで提出された報告書に基づき実証事業の実施状況の確認や必要に応じて民間事業者等（実証事業実施に対する関係者を含む）に対し、現地調査及び実施経過の聞き取りを行う場合があります。
- ウ. 民間事業者等には、イの調査及び聞き取りにご協力いただきます。
- エ. 民間事業者等は、実証事業の成果について、本市が報道機関又は各種媒体等を通じ公表するなど広く周知する場合は、ご協力いただきます。

Ⅶ 実証事業実施後の進捗報告について

実証事業終了後（令和 9 年度以降）は、本市の費用負担を前提とすることなく、行政課題の解決に向けて本市と継続的に連携可能な取組を実施する必要があります。事業規模は問いません。取組後は以下のとおりご報告ください。

○ 報告様式

事業実施概要報告書（様式第 7 号）

※様式は以下の本市ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/scd/kouminproject2026.html>

○ 報告書に記載する内容

- ・取組内容
- ・取組のスケジュール
- ・取組結果

○ 提出期限

令和 10 年 3 月 31 日まで

○ 参考

これまで本市が費用を負担することなく、公民連携により取組を実施した事例については、P17「これまでの公民連携の事例」を参照してください。

Ⅷ その他

- (1) 民間事業者（複数の民間事業者で応募する場合、その構成員を含む）は、応募申請書類の提出をもって本募集要領の記載内容等を承諾し、応募する意思を示したものとみなします。
- (2) 応募申請書類等に虚偽の記載があれば、応募資格を満たさないものとします。
- (3) 応募のために要した経費は、民間事業者の負担となります。
- (4) 応募申請書類や庁内委員会での議事録、実績報告書等は堺市情報公開条例（平成 14 年条例第 37 号）に基づき、原則として公開の対象となります。
- (5) 応募申請書類の著作権は、民間事業者の構成員に帰属します。ただし、本市は民間事業者と協議のうえ、結果の公表など必要な範囲で応募申請書類等を使用することがあります。実証事業の実施により、生じた成果物の帰属は、必要に応じて協議により定めます。
- (6) 提出された応募申請書類の内容の変更や添付書類の差し替えは認められません。ただし、書類に不足などがあった場合には、市から補正を求めることがあります。また、追加資料の提出を求める場合があります。
- (7) 応募後に辞退される場合は、「辞退届」（様式は任意）を提出してください。

質 問 票

年 月 日

堺 市 長 殿

担当者	氏名	
	所属・職名	
	所在地	
	電話番号	
	メール	

公民連携実証プロジェクト推進事業の募集に関し、次の事項について質問します。

質問事項	
質問内容	

これまで実施した公民連携実証プロジェクト推進事業

年度	事業名	連携相手	取組概要
R7	堺市の強みを活かした観光コンテンツの充実	有限会社 エイミー	学生相撲発祥の地である大浜公園相撲場で、参加者が土俵に上がり、ぶつかり稽古などの体験を通じて、相撲を観光コンテンツとして展開する可能性を検証。 また、相撲体験に堺市内の歴史・文化・食などの観光資源を組み合わせた周遊型コンテンツを造成し、消費促進効果を測定。
	ICTを活用した救急搬送時等における情報共有の効率化	SHANRI 株式会社	平時及び災害時における適切な搬送判断並びに関係機関の連携体制の高度化を目的とし、救急現場で取得される傷病者情報をリアルタイムに医療機関へ共有する Web アプリケーションを開発、その有効性について検証。
	堺市の孤独・孤立対策に関する相談支援ツールの構築及び孤独・孤立の状況調査	株式会社想ひ人 株式会社 Empathy4u	24 時間対応の AI チャットボットや福祉資格をもつ相談員が相談に応じる SNS 相談窓口を設置。 孤独・孤立を感じている人へのアプローチ方法や、相談内容の分析を通じて、支援が各課題の解決にどの程度効果を発揮したか等を検証。
	特殊詐欺の被害防止に向けた広報	株式会社ゼネラルリンク	特殊詐欺被害の防止を目的に、誰もが被害者になり得るリアルな手口を 5 種類のストーリーで表現し、危機意識の喚起する漫画形式の啓発広告を配信。 Google や YouTube、SNS 等の再生数やクリック数を分析し、効果検証を実施。検証結果を基に今後の啓発活動に活用可能なデザインガイドラインを策定。
R6	堺市の観光資源を活かした体験型コンテンツの造成及び新たな誘客ルート確立	WILLER ACROSS 株式会社	堺ならではの観光資源や立地特性を活かし、隙間時間を活用したインバウンド向け体験型ツアーを造成。 また今後のインバウンド向け観光施策の更なる推進をめざし、実際に堺に訪れたインバウンドのアンケートによる生の声、ツアー参加者の消費額といった情報を収集。
R5	ICTを活用した「さかい SDGs 推進プラットフォーム会員」同士のマッチング強化	株式会社 muuv links	さかい SDGs 推進プラットフォームの会員が相互に交流し、事業組成の促進や会員間の連携創出に向けて、オンライン上の交流空間「さかい SDGs オンラインサロン」を構築。
R3	公園を活用した SENBOKU スマートシティ構想の実現	南海不動産株式会社	大蓮公園の魅力や利用者の満足度の向上をめざし、大蓮公園 芝生広場に太陽光パネルを電源とするソーラー Wi-Fi ステーションを整備。インターネットへの接続時に、スマートフォンやタブレット端末から接続し、認証時のアンケートを実施。

R3	ICTを活用した観光魅力の発信	株式会社 Stroly	堺の歴史や文化を魅力的、視覚的に伝えることで、エリア内の観光周遊を促進することをめざし、様々な歴史文化資源の残る都市・堺の魅力を感じながら、マップを使った散策を楽しめるデジタルイラストマップ「古墳ぶらり」「レトロ和菓子めぐり」「SAKAI CITYMAP（堺市全域マップ）」を公開。
----	---------------------------------	----------------	---

※令和5年度以前は公民共創イニシアチブ推進事業として実施

これまでの公民連携の事例

※堺市が費用負担をせずに実施した取組

年度	事業名	連携相手	取組概要	参考 (URL)
R3～	さかい SDGs 川柳	第一生命保険株式会社 堺支社	地域の PR と活性化をめざして、令和 3 年度から、SDGs の普及啓発を目的に「堺 SDGs 川柳」を本市と共催で実施している。なお、入賞者には堺市の特産品をプレゼントすることで、堺市の PR も併せて実施。	https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/sdgs/sakaiSDGsplatform/daiichiR6senryu.html
R3～	pepper による SDGs 講座	ソフトバンク株式会社	令和 3 年に本市の子どもたちに SDGs を身近に感じてもらうと、市内の認定こども園等を対象に pepper を使用した SDGs 講座を実施。	https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/sdgs/sakaiSDGsplatform/76035720230110160933725.html
R4～	熱中症予防の普及啓発	大塚製薬株式会社	熱中症予防の普及啓発を目的として、ポスター・チラシを制作するほか、本市の応急手当定期講習会に対して、熱中症対策飲料を提供。	https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/scd/kigyoutorikumi/otsuka_torikumi/40012720240613120358604.html
R4～5	やっぱええやん！堺旅デジタルスタンプラリー	西日本旅客鉄道株式会社	「観光・文化の振興」、「地域と鉄道の持続的発展」を目的に、アプリ「WESTER」を活用したデジタルスタンプラリーを実施。	https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/koho/hodo/hodoteikyoshiryo/kakohodo/teikyoshiryo_r6/r609/060919_01.files/0919_01.pdf
R5	伝統産業の PR(浪花本染(注染)手ぬぐいのノベルティ配布)	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	堺市の伝統産業を PR するため、注染手ぬぐいをノベルティとして配布。	https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/scd/kigyoutorikumi/aioi_torikumi/R5_01.html
R5～	花の種・苗の寄贈と絵画コンクール	アマゾン堺フルフィルメントセンター	アースデイにちなみ、市内の認定こども園等へ花の種を寄贈し、4～5 歳児向けの咲いた花の絵を書いていただく絵画コンクールを開催。全作品を当社倉庫に展示し、優秀作品賞の子どもたちを倉庫に招待し、表彰式と倉庫見学ツアーを開催。	https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/sdgs/sakaiSDGsplatform/amazon2024.html
R6	健康チェックイベント	株式会社ラウンドワンジャパン	健康増進・交流機会の増加、特定健診・がん検診受診率の向上による健康的な生活の実現をめ	https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/koho/hodo/snichokishakaiken/kaiken_

			<p>ざして、ラウンドワンにて、健康チェックとスポッチャを無料で体験できる「健康チェック会」を実施。</p>	<p>r6/index.files/060507_monitor.pdf</p>
—	イベント協力	業種問わず	<p>本市が主催する SDGs に関連したイベント等におけるブース出展やスペース貸出などによる協力。</p>	<p>https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/sdgs/sakaiSDGsplatform/sakai_SDGs_fest.html</p>